

## 高知県小規模林業推進協議会活動規約

(名称)

第1条 この会は、高知県小規模林業推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 当協議会は、豊富な森林資源を有効に活用し、小規模林業の推進に取り組むことを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) それぞれの地域において小規模林業の普及・啓発に積極的に取り組む
- (2) 会員相互のネットワーク化を図るため、林業活動の情報を積極的に発信していくことに努める
- (3) 中山間地域および高知県各地で新規に林業へ参入する者に対する支援を行い、小規模林業の実践者の育成に積極的に取り組む
- (4) 小規模林業の技術交流を推進するとともに、会員相互の技術研磨のため、協議会で行う森林・林業の知識・技術の修得等のスキルアップ研修に参加し、林業に関する知識・技術の向上に努める
- (5) その他、協議会の目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 協議会は、会員をもって構成する。

2 会員は個人加入とし、協議会の目的に賛同する以下の者とする。

- (1) 自営業者（主として所有山林を経営する者）
- (2) 一人親方
- (3) 森林・林業や環境に関する活動を行っているNPO法人に所属している者
- (4) 森林・林業や環境に関する活動を行っているボランティア団体に所属している者
- (5) 森林・林業に関する活動を行っている地域おこし協力隊に所属している者
- (6) 林研グループに所属している者
- (7) その他役員会が認める者

3 市町村、森林組合等は、オブザーバーとして協議会に参加することができる。

(入会)

第5条 協議会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を提出するものとする。

(会費)

第6条 会費は無料とする。

(退会)

第7条 協議会を退会しようとする者は、別に定める退会届を事務局に提出することで任意に退会することができる。

(役員及び役員の選任)

第8条 協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 6人以内

2 副会長は、各地区の地区小規模林業推進協議会（以下「地区協議会」という。）から1名ずつ選出された者を充てる。

3 会長は、協議会の副会長の中から互選により選任する。

(役員の職務)

第9条 会長は、協議会を代表し、規約、総会の決議を尊重し職務を遂行しなければならない。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代行する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、その後任の職にある者をもって充てその任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員の報酬)

第11条 役員の報酬は、無給とする。

(役員会)

第12条 役員会は会長が招集する。

2 協議会の事業運営につき、次に掲げる事項は、役員会において決する。

(1) 事業運営のための具体的方針の決定

(2) 協議会の招集及び協議会に付議すべき事項

(3) 前各号のほか役員会において必要と認めた事項

3 協議会の事業運営につき、次に掲げる事項は、役員会において報告する。

(1) 会員の加入及び脱退の状況

(2) 協議会の事業実施及び役員会決定に係る処理状況

(3) 前各号のほか役員会において必要と認めた事項

(総会)

第13条 総会は、役員会の議決を経て毎事業年度1回、会長が招集する。ただし、役員会が必要と認める場合は、役員会の議決を経て臨時総会を招集することができる。

2 総会は、事業計画、規約等の改正その他協議会の活動に関する重要事項について審議する。

3 総会においては、会長が議長となる。ただし、欠席の場合はあらかじめ会長が指名する副会長が議長となる。

4 総会の議決は、出席会員の過半数をもって決する。賛否同数のときは、議長がこれを決する。

5 規約の変更、解散、会員の除名については特別議決事項とし、出席者の3分の2以上の多数で決しなければならない。

6 総会招集において通知のあった事項につき、必要に応じて書面、又は電子メールにより、議決権を行使することができる。

(地区協議会)

第14条 各地区に地区協議会を置く。

2 地区協議会の活動規約については、必要に応じて定めることができる。

(会員名簿の管理・取扱い)

第15条 当協議会は、会員名簿を以下の目的で利用する。

(1) 会員の証明

(2) 協議会の開催案内・会報の送付、情報の提供

(3) 各種アンケート・調査等による意見・要望等の収集・分析

(4) その他協議会活動規約に定める目的及び活動の範囲内において、協議会の運営に必要な場合

2 当協議会は、行政機関及び公共的団体等(以下「支援実施団体」という。)が、協議会又は会員に対して補助等による支援を実施するために必要である場合は、当該支援実施団体に会員名簿を提供することができる。

(事業年度)

第16条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第17条 協議会の事務局は、高知県林業振興・環境部森づくり推進課に置く。

(その他)

第18条 この規約に定めるものを除いて、協議会の運営に必要な事項は、役員会の決定において別に定める。

附 則

- 1 この規約は、協議会の設立の日（平成 27 年 1 月 18 日）から施行する。
- 2 設立総会時の役員の任期は、第 10 条の規定にかかわらず、設立後最初の通常総会までとする。
- 3 第 8 条第 2 項にある副会長は、別表に示す地区ごとに選出する。

附 則

- 1 この規約は、平成 27 年 6 月 27 日から施行する。
- 2 第 8 項第 2 項及び第 14 条にある地区については、別表のとおりとする。

附 則

この規約は、平成 29 年 7 月 8 日から施行する。

別表（第 8 条第 2 項、第 14 条関係）

項目	内容
地区	県下にある次にあげる林業（振興）事務所管内をいう。 <ul style="list-style-type: none"><li>・安芸地区（安芸林業事務所）</li><li>・中央東地区（中央東林業事務所）</li><li>・嶺北地区（嶺北林業振興事務所）</li><li>・中央西地区（中央西林業事務所）</li><li>・須崎地区（須崎林業事務所）</li><li>・幡多地区（幡多林業事務所）</li></ul>

(別紙)

平成 年 月 日

高知県小規模林業推進協議会長 様

### 高知県小規模林業推進協議会入会申込書

私は、会員名簿の管理・取扱いに関する事項も含めた協議会活動規約の内容を了承し、これに同意しましたので、以下のとおり入会の申込みをします。

ふりがな				性別	男 ・ 女
氏 名					
住 所	〒				
電話番号					
ファクス番号					
E-mail					
所属団体名	※団体に所属されている方は、所属団体名を記入してください。				
	所属団体名 ( )				
活動形態	※該当するものに「○」を付けてください。				
	自伐林家	一人親方	NPO	ボランティア	
	地域おこし協力隊	林研グループ	その他 ( )		
年間活動日数	約 ( ) 日程度				
主な活動地がある市町村	市町村名 ( )				
入会の動機					

※市町村等支援実施団体への情報提供について（市町村経由の補助事業等に活用）

協議会会員に補助等を実施する団体が、当該支援を実施するために会員名簿等の個人情報を必要とする場合、必要最小限の個人情報を提供することがあります。

上記、個人情報の取り扱いについて（下のいずれかを○で囲んでください）

同意する

同意しない

(別紙)

高知県小規模林業推進協議会退会届

平成 年 月 日

高知県小規模林業推進協議会長 様

氏名 \_\_\_\_\_

下記の理由により、高知県小規模林業推進協議会を退会させていただきます。

記

【退会理由】

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_